会　議　記　録

会議の名称	総務文教委員会（請願審査）
開催日時	令和８年２月２７日（金） 午前１０時００分から午前１０時４５分
開催場所	宮代町役場　議会室
出席委員の氏名	委員長　丸山　妙子 副委員長　鈴木　次男 委　員　佐藤　将行 丸藤　栄一 泉　伸一郎 田島　正徳 紹介議員　佐藤　将行
出席職員の職・氏名	議会事務局長　押田　昭浩 主　幹　関根　雅治 主　任　金子　尚子
会議の公開・非公開	■　公開　□　一部公開　□　非公開
一部公開又は非公開の理由	
傍聴の可否	■　可　□　否
傍聴者の人数	3名
会議資料の名称	・次第 ・請願文書表（請願書の写し）
記録の作成方法	■全文記録　□要点記録
審議の内容	下記のとおり
その他必要事項	

丸山委員長　おはようございます。ただいまの出席委員は6名であります。
定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。
本日は、紹介議員の佐藤議員を、本委員会にあらかじめ出席要求をしておりますので、後ほど請願趣旨の説明を頂きたいと思います。
これより、2月18日本会議において、議長から本委員会に付託されました請願第1号、「自治体経営会議によりアーチェリー場廃止等を決定したことの再検討を強く求める請願。」の件

を議題とし、審査を行います。
次に、請願趣旨についての紹介議員の説明を求めます。佐藤紹介議員。

○紹介委員の説明

佐藤紹介議員　改めて皆さんおはようございます。
今、議長、じゃない委員長ですね、委員長から御指名を受けました。
趣旨、はい。趣旨を、これ3番。3番まで。
3までですか、趣旨と理由とまで、2ページ半ぐらいになりますけれども、だから僕確認したじゃない。僕に文句言わないでよ。
そうやってアホなこと言ってくるから、2番、改めて、2番3番じゃなくて、2番の趣旨のところを、皆さんに、御理解いただけるように、皆さん初見ですので、読ませていただきたいと思います。
件名改めまして、自治体経営会議によりアーチェリー場廃止等を決定したことの再検討を強く求める請願の2番としての趣旨であります。
本来、山崎アーチェリー場は1976年、79年ごめんなさい、6月30日に土地1,944平方メートルを2,669万3,000と64円で取得し、また、建物112平方メートルは、2000の3年3月31日に985万6,000円で建設した。
これはカギカッコとしましたけども、行政財産であります。
これは町の毎年出してあります、資産の固定資産一覧表、財務4表とタイトルで出てくるかなに書いてあります。
のから引用いたしました。
また、これら、このアーチェリー場の用途としては、住民が、ごめんなさい。
これらは、宮代町民が納めた税金により取得、建設した保有財産、これは公有財産という形になりますが、であります。
また、このアーチェリー場の用途といたしましては、住民これは宮代町の住民、当然ですけれども、利用する公的施設と位置づけられております。
そのことから条例上も六つの体育施設の中の一つに入っております。
ところが、現在の運営状況等を書きましたけどもうここずっと10数年20数年という形になりますけど、運営状況につきましては、特定の団体である。
すいません。ここ、ちょっと抜けちゃいました。
宮代町アーチェリー連盟ということで連名で、のみの独占的使用となっていることから、運営実態としては、先ほど申しました行政財産ではなく、普通財産としての取扱い上と現実にはなっているところであります。
そして、町はこのたび、このアーチェリー場、山崎アーチェリー場の用途を変更して、要するに、普通財産行政財産のことですけれども、宮代町これは財産規則、第15条に記載されており、に従ってあります、した上で、アーチェリー場を連盟への一定期間の貸付け、そして、近い将来的には売却等をも、これもが抜けてます。ごめんなさい。
もう、画策検討しているようであります。
そもそも、町は、土地、建物等の有効利用を図ることにより、町民、宮代町民ですね町民の健康維持、促進するために、もうこれ目的です。
目的のために施設を利活用するというのが本来の趣旨であり、またそれを推進するのが、町

としての本質的な行政の在り方であります。
しかしながら、連盟これは宮代町アーチェリー連盟のことでありますが、構成員というのは、以前も御紹介いたしました60数名のうち13名しか宮代町民いませんが、この構成員というのは町民以外、他地域のものが多数であり、有償とはいえ、極めて低廉な料金のもと、町民の財産であるアーチェリー場を、そのような、宮代町アーチェリー連盟のみに利用させようとの町の考えは、町民への補助、町民への、追加しますと町民の財産への裏切りと言える問題でもあります。
以上のことから、この請願、今回の請願につきましては、一般の町民、普通のアーチェリー連盟に入会していない町民、本来的なところですけどが、利用可能となるようにするという、至極当たり前のことを求めるものとしてであるというのが、今回の請願の趣旨ということになります。
以上でございます。

〇質疑

丸山委員長　以上で紹介議員の説明を終わります。これより請願第1号に対する質疑に入ります。
御質疑ありましたらお願いします。丸藤委員。

丸藤委員　丸藤でございます。
まずね、請願人の方々が、これまで、ざーと読みますと、教育推進課ともいろいろ話し合いがあったようなんですけども、突然話し合いがこれは打ち切られたんでしょうか。
それとも、突然、話し合いがなくなって、連盟のみに、貸すというようなことになったのか、まず、廃止そのものについても、請願の方たちはどういうふうに、このことについて捉えているのか、それが第1点。
それから、今とも関連しているんですけども、ずっとね、時間をかけてこの間話し合ってきた。
話し合いをして、それから、改善しようっていうことで合意に至ったっていうことなんですけども、そこへ、自治体経営会議において突然、根底から報告も報告が覆すっていう、そういうことも書いてあるんですけども、3回の自治体経営会議っていうのは、中身についてはどういう中身なのか、話し合いの。
それは、聞いて、紹介議員は聞いていらっしゃるんでしょうか。その点が第2点。
それから、先日も、全員協議会で、山崎アーチェリー場の廃止について、執行部から説明がありました。
説明では、これまで、町が主体となって、一般の方も利用できる管理運営の仕組みを構築すると。上記とあわせて、利用の安全性を確保するための施設改善、施設改修等を行うということだったんですけども、それが、今後の方針として、公の施設としての山崎アーチェリー場は廃止すると。
それからもう一つ、アーチェリー連盟が希望する場合は、廃止後の施設を有償で貸し付けるというふうな説明がありました。
そうしますと、確かに、これまでの方針と、今後の方針というのは違うのかなあというふうに思いましたが、これは、廃止をしてもアーチェリー連盟が希望する場合は、廃止後の施設を有償で貸し付けるっていうことですから、全く貸さないというわけではないと思いますが、その確認をしたいと思います。

ただし、アーチェリー連盟には、希望する場合は貸出しはするけども、一般の方が、借りたいっていう場合は、もう貸出しはないというふうに解釈していいのかどうか。
まずその点お尋ねしたいと思います。

丸山委員長　では、大きく3点でしたけれども、紹介議員お願いいたします。

佐藤紹介議員　はい、紹介議員の佐藤でございます。
今、1、2、3と3点ございましたが、この3点を説明するに当たりまして、その前提の部分をまず、皆さん御理解、御紹介して、御理解頂かないとちょっと分からないところがある御質問だったので、そこんところを簡単にまず説明させていただき、これは、宮代町で国体があったときにまずアーチェリー場をつくったというふうな出発点がありまして、国体をやるに当たっては、その自治体にアーチェリー連盟みたいな、そういうふうな団体がなければならないということで、急遽、宮代町アーチェリー連盟というものをつくりました。
その頃には前原中学校にも、アーチェリーのクラブ活動というか部活動があったので、そこが主体、宮高も使ったのかな、そんな感じで最初の頃は使っていたのですけれども、前原中、その次に時系列をまず簡単に申し上げますと、そのあとにアーチェリー連盟と、前原中学校だけしか使えないというふうに、町のほうで、何も法的根拠はないんですよ。
ないんですけれども、そのように、一般の町民を排除するような形で、事実上、アーチェリー連盟に独占使用を許すような形にしておりました。
ただし、誤解のないように申し上げておきますと、アーチェリー連盟に入会して、それで、入会員アーチェリー連盟の会員として、一般の町民が使うということまでを排除したものではないのは、誤解のないようにしていただきたいのですが、ただし、アーチェリー連盟に入会するには、1年間1万円を払うというところが非常にネックになる部分があります。
そのような形で運営していて、ある時点でちょっと今資料で、僕がごめんなさい正確に、メモってなかったんでわかんないけど前原中学校のクラブ活動がなくなってしまったということがありまして、それ以降は、事実上、アーチェリー連盟だけアーチェリー連盟しか使えないという状況になっていて、裏を返せば、町民は、一般の町民は例えばほかの体育施設のテニスコートかその辺とかとは、いきなり申し込んで使えるんですけれども、アーチェリー場に関しましては、アーチェリー連盟が独占的に利用して使うんだったら1万円払ってくれと。
そこで、町を通しての錬金術とまでは言いませんけれども、そこで、アーチェリー連盟にお金が入ると、またビギナーとしてやる場合には、入会しないでもできるんですけれども、その場合にも有償になりまして、使用料というのも、町が一切入らずに、アーチェリー連盟のほうに入っていってしまって役員等がいろいろ使ってしまう。
また、アーチェリー場自体の中にも、アーチェリー連盟が中心になって、作った違法建築物、建築確認も行っていなくて、今回この問題起こってから、県のほうから指導が来たという問題があって、それを除却しなければならない等々の金銭的にもかかるという状況があったというのがまず前提としてあるのを、最初に御紹介させていただきます。
先ほど丸藤委員からの御質問123点のほうについて、移らせていただきたいと思います。
まず、経緯は今も申し上げたとおりなんですけども、突然決まったのかどうかという点がまず上げられましたが、おっしゃるとおりに、1年以上にわたりまして私に話が、相談が、来ましてそれで、教育推進課、教育委員会から教育推進課がどちらが一緒でいいですけれど

も、そちらとの話合いが1年以上前から始まりました。
つい最近まで、正確な日時までは、はっきりしませんが、少なくても、今年に入ってから、廃止、町のほうもはっきりと廃止と決まったわけじゃなくて、まず廃止を原則として、自治体経営会議でですね、廃止を原則として、もしも、いろんな条件を付することはあるんですけれども、その条件を、アーチェリー場自体が、ごめんなさい、宮代町アーチェリー連盟が、町のとの話合いに基づくんでしょうけれども、いろいろな様々な条件、金額を含めての条件を受け入れるならば、一定期間、貸付けという形で、アーチェリー連盟は借受けという形をする。
その場合に、施設内にあるアリーナというのが、体育館みたいのがあるんですけど、そこは月1万円年12万円で、昌平高校に貸しているので、それをベースにというふうな、議事録は残っておりますが、いずれにしても、町としては確かに条例上は、アーチェリー場は体育施設からは、外すという条例を今回提案しておりますけれども、結論のところはまだ決まっておりませんで、私が情報公開で入手した資料によりますと、6月までの間にいろんな安全面で非常に不備があったというところのを議会の結論を受けてってなりますけど、完全に廃止ってなったらそれはないんでしょうけれども、一応、最低限というか、いろいろ建築物の除却違法建築物除却とか、施設の廃止とかいろいろやった上で、6月に、アーチェリー連盟との貸付け契約を行いたいということが、1月20日教育推進課発の山崎アーチェリー場の方針転換についてというところに記載されておりまして、私といたしましてもまた、今回の請願の提出人の方々にいたしましても、この1月20日の時点で初めて、廃止のという文言自体、が、知らされた、要はその直前までは、ずーっと1年以上、継続という形で言われていたのが、3回のこれは10月の27日、12月の8日、12月の22日に行われた自治体経営会議で、もう要は10月、12月22日のときで、廃止かもしくは継続する場合でも、アーチェリー連盟が条件を受入れて継続する場合でも、5年ぐらいの範囲、期間での延長という形が決まったというふうに話を受けたので、そういう点で、こちらとしていたしましては、紹介議員も含めまして、突然決まったとの思いが非常に強くなっているところであります。
また、請願人の思いという点についても考え、思いという点でも、お尋ねがございました。この点につきましては、まだ読んでおりませんが、理由のところに瑠々書かれてるところにちょっと思いが、多分入ってると思いますが、請願人の方たちは、国体誘致のときに、もう第1回というか、アーチェリー場を建設するときに、協定書をつくったりとか、いろんなルールをつくったりとかで、非常に尽力されてきた方たちなんですけれども、あるときから、前原中が使えなくなったりとかして、アーチェリー場の山崎アーチェリー場の運営の方法が大きく変わってしまって、使いづらくなってしまったという理由が主にありまして、言い方をすごい失礼な言い方をしますと、山崎アーチェリー場、宮代アーチェリー連盟が、町が丸投げしたのが1番悪いんですけれども、チェックも何もせずにね、町のほうの庇護のもとに、錬金術とまでは言いませんが、そこで会費1万とったりとか、ビギナーから500円取ったりとかというふうな形でやっていて、当初の目的、町民の皆さんが利用しやすいというところからどんどん離れていって、皆さんにとって使いづらくなる。なってしまった。
このことによって、この辺では越谷が近いのかな、そっちのほうまで行かざるを得なかったりとか、また、使ってる、宮代町アーチェリー連盟の人たちを見ると、先ほども申し上げたかな、ちょっと忘れちゃったけど、60数名のうち13名しか町民がいないということは、残り

は40何名も50名ぐらいは、僕も確認しておりますけど、他市町村だけではなくて他県の人も要は無償で使えちゃいますから、その会に入っちゃえば、それで集まってきて、結果、一般の人はさらに使えない状況になったというのが、紹介、ごめんなさい、請願人の方たちの強い思いですね。
簡単に申し上げますと、まず使い勝手が非常に悪くなったとか自分たちが事実上使えないような状況にさせられてしまったと。
また、収支の部分でも、一時はその方たちが、今、脱会してるんですけども、入っていた頃には、そういう集めたお金で100万円とかあったのが役員のほうに分配されたりとか、というのは、そもそも制度の趣旨、目的としておかしい。
また、町がそこんところ全く知らずにいた。それで、町を・・・。

丸山委員長　窓口に、そういうふうにお金もうけをしているというところは非常に許せないというところをお聞きしております。はい。

佐藤紹介議員　うん。請願人の思いを今言ったんですけど、

丸山委員長　もう今聞きました。それで、佐藤さん今もね13、13分ぐらい話してんですけど、まとめて、質問された委員から言われましたけど、必要なことだけ言ってください。
聞かれたことだけ答えてください。3番目を答えてください。お願いします。

佐藤紹介議員　2番ですよね次今1番ですから言ったのは、あなたは指されてから言ってください。
泉議員はいつもそうですから

丸山委員長　指されてから言ってください。

佐藤紹介議員　だってさ、僕に指したら、言ったんですから僕は指されたんですよ。
そういうふうな偏頗的な運営しないでください。人権尊重してる人ですから。
では2番、時間を指されましたよ。
指さされたから2番ですねって言ったら、

丸山委員長　3番お願いします。

佐藤紹介議員　いや、2番はまだ終わっていません。時間をかけて合意に至ったってことを言った

丸山委員長　佐藤さん、私たちずっと聞いてたんですけど、1番2番はお話しされています。
3番を、質問した委員から聞かれたように、丸藤委員から言われているので、聞かれたことだけ答えてください。

佐藤紹介議員　2番の自治体経営会議のところは1番のときに含めて、日にちも含めて言ったからそこは分かります。ただ、2番の自治体経営会議の中身と時間をかけて至った点については、まだ説明していませんのでそれで2番の一部ということで申し上げたんです。
時間をかけて合意に至ったのは、・・・。

丸山委員長　ちょっと紹介議員は、手短に要点のみお願いいたします。

佐藤紹介議員　ですから、時間をかけて合意は簡単に説明できますので、まず2番の最初の時間をかけての合意の点について申し上げますが、これはもう1年以上の間ずっと、1度も廃止という言葉もなく、存続するということで、ずっと話をしていたというのか、5時間をかけて合意に至ったという点の内容でございます。
次に、自治体経営会議での3回のっていうそれの中身がどうかという御質問がございました。まず10月27日、12月28日、このときに、取りあえず自治体経営会議は皆さん御存じのとおりに、課長級の人と町長とか副町長とか入りますけれども、皆さん事情を知らない人たちであ

りますので、まず10月21日に説明をしました。
そのときに議事録、また、内容聞いている範囲でいいますと、1番、いろんな方法あるうちで、どうもやり方は失敗したというのを認めておりますけれども、担当者たちは、1番お金がかかるような形でしかも、利用者が少ないような形のシミュレーションをし、そこに力を置いて示してしまったことによって、最後の12月22日の3回目のときには、もう廃止の方向というふうに、もう結論がほぼ決まってしまったというふうな、要は会議の運営自体に非常に瑕疵があるというふうな会議であるので、この会議自体が、瑕疵に基づく会議であるので無効ではないかというのが、紹介、請願人たちの思いです。
次3番に移ります。
えーと、執行部、執行部、なんて書いてあるか読めない。
町が主体となって、今後、これ多分今後の経緯のことだと、ちょっと、改めて確認させてください。
御質問者に、3番、執行、途中で町が今後主体になって、今後も町民が使う施設改善だけど、一応問題の出発点ってごめんなさい。僕のミスなんですけど、執行部案がどうかってことをお尋ねなんですか。

丸藤委員　えーとね。今後、公の施設としての山崎アーチェリー場は廃止すると。
もう一つ、アーチェリー連盟が希望する場合は、廃止後の施設を有償で貸し付けると。
これはアーチェリー連盟ですよ、連盟が希望する場合でも、ここを一般の方たちが借りたいって言っても、使用できるのかどうか、その辺どういうふうに聞いていますかっていうことを聞いています。

丸山委員長　紹介議員。

佐藤紹介議員　よろしいですか。はい。3番。僕が落として失礼しました。
今後の公の施設としての利用方法につきましては、まだ町が、この時点でも、条例から外すというところは決まってるけど、運用の部分についてはあくまでも先ほども時系列の今後のスケジュールというのを、あくまでも案でしかなくて、はっきりは決まっていないっていうのはおっしゃってます。
それはなぜかというと、貸出しする場合の条件とかも決まっていないので、これはアーチェリー連盟の代表の方にも確認をさせていただきました。
この12月22日に廃止を基本として、場合によってはアーチェリー連盟に貸すというふうな内容を翌23日に、請願人のほうには連絡せずに、12月23日に田中課長から、アーチェリー連盟の田尻次長のほうに連絡が来ました。
結論としては、公共施設としてアーチェリー場は廃止する方向性となったとしか説明がやはりできないという形になっているのが、まず町が言ってることであって、その場合仮に廃止の場合だったら、設置を質問者の安藤議員がおっしゃったようにお聞きになったように、町がしたいというところは当然なくなりますけれども、部分的というか数年間は、アーチェリー連盟に貸し出すかどうかは別として、暫定的に運営するというふうになる場合には、条件として、町民が使えるような、協定書、今も3月31日までの1年間限定の協定書を改善して行ってる状況ではあるんですけれども、それの改定として4月1日以降もしくは、6月、7月1日以降にアーチェリー連盟と合意に至った場合には、基本的にはアーチェリー連盟とというふうな言い方をされていますが、これで後半のほうの二つ。

あっ、3番が二つあったうちの廃止をしないで貸し付ける場合のほうに移らせていただきますが、その場合でも、アーチェリー連盟、だから廃止する場合、だからアーチェリー連盟だけかっていうところに、次入るわけ。

丸山委員長　うん。ちょっと待ってくださいね。ちょっと。暫時休憩します。再開します。
手短に分かりやすく説明してください。

佐藤紹介議員　3番じゃなくて、紹介議員の佐藤です。最初に、ですから最初申し上げたり、ちゃんと理解していただきたいんですけども、廃止の場合と廃止しないで貸し付ける場合っていうふうに二つにまず分かれている。廃止しない場合にだけ貸し付けるという形になっていて、その場合に、基本線としては、検討の結果というのを1月20日に読ませていただきますと、アーチェリー連盟が希望する場合は、廃止後の施設を有償で貸し付ける。というふうに、だからちょっと、あなた手も上げずに、委員長の指名を受けてから言ってください。
そこ、そこ、あのね、そこを言わないとね、いつもね、ほかの人の時はね、言わないで、私の時だけ手を挙げずに言ってんの、注意もしないで認めたりとか、そういう嫌がらせやめてください。

丸山委員長　再開いたします。お願いします。

佐藤紹介議員　アーチェリー連盟というのを町は基本線にしておりますが、今回このような事態に行ったのが、そもそもアーチェリー連盟に独占的、かつ、独占的に使用させて町が丸投げしていることから、このような問題が起こったというところを看過していることになるので、アーチェリー連盟ありきというのは、それはおかしいということを話しておりまして、一定の条件を、これ、正確な公文書として出てるものではないので、ちょっと時系列的にもないんですけども、そのようなアーチェリー連盟を中心とはしているけど、宮代町でほかにアーチェリー連盟のアーチェリーのそういう友好団体というか、やりたい団体がいた場合に、それを排除する方向というのは、そもそも自治体としての方針にも反しますし、条例の趣旨も反するので、それは決定事項ではないというふうには口頭では伺っておりますので、アーチェリー連盟だけではなく宮代町のところも、全く排除はしていない。ただ事実上、アーチェリー連盟にというふうに、町が考えているにすぎません。

丸山委員長　ちょっとまだ途中話してたから、ちょっと待ってください。泉委員。

泉委員　質問の意味が分かってるのかは、それがちょっと疑問に思えるんですけど、さっきも言ってることをまた繰り返してるだけで、丸藤さんが質問したことに対しての答えを言ってないから、それを言ってくださいって言ってるのに、その答えを言わずにさっきと同じことを繰り返してるだけ。これおかしくないですか。ちゃんと答えてください。

丸山委員長　丸藤委員。今答弁でよろしければ次の質問をお願いしたいと思います。
大丈夫ですか。次の質問に移っていいですか。
そこは関係ない、それと関係ないので、質問者が、これでいいということであれば、次に行くっていう順に行きます。はい。進行していきたいので、進めます。御協力お願いします。

佐藤紹介議員　協力しません。でしたら、きちんと手を挙げてからいうのを徹底してください。
何度も何度もそうじゃないですか。手を挙げながら言ってって、何で注意しないんですよ。

丸山委員長　はい。丸藤委員、お願いします。

丸藤委員　それではね、再質問なんですけども。1点。お聞きしたいんですけども。
町としては、今後、アーチェリー連盟の責任と負担による管理となるっていうことですか

ら、恐らく町民の方たちは、借りる場合は、まだ私は分かりませんけど、やはりアーチェリー連盟を通してでないと借りれなくなるというふうに思うんですね。
請願の中では、一般の町民が連盟を介さずに利用できるように検討すべきって、そういう思いはあると思うんですけれども、その辺の見通しはどういうふうに感じているのかと。
それから、申し訳ありませんが、一般の町民の方々は、どれぐらいいらっしゃるのか。
アーチェリー連盟っていうのは、人数は分かりました。一般の町民、借りたいっていう方たちは、どれぐらいの方たちがいるのか、その点、お尋ねします。

丸山委員長　2点について紹介議員お願いします。

佐藤紹介議員　先ほど、ちょっと抜けたところで、議会基本条例51条に基づいて、泉議員はきちんと指名を受けてから発言するようにしてください。
今の再質問に関しまして、町として、アーチェリー連盟の負担と責任、これはアーチェリー連盟側、アーチェリー連盟を庇うわけじゃないんですけど、アーチェリー連盟側としては、条件も何もきちんとしたものがないものですから、まず、原則としては、これは田尻理事長に僕は直接お伺いしましたが、条件がない以上、答えようがないと。
でも、やりたい方向であるということはお聞きしております。
また、アーチェリー連盟をありきっていうふうなのがあるから連盟を経由してじゃないというふうな質問につながってるとは思うんですけれども、仮に廃止をしないで、5年ぐらいと、町のほうでは見てますけれどもアリーナの老朽化の関係と同時にやるので、その間、仮に5年間だとしても、そのときに、一般町民を、現実、現状は排除してるような形なんですけれども、そういうふうにしないような方向にしてくれというふうな要望のレベルになってしまいますけれども、そのような形にはなっております。
次に、数のことですけれども、これも、正確な数というのは当然、アーチェリー連盟に所属している方は13名と分かってますけれども、そういうふうに使い勝手悪いので、他市町に行ってる方というのが、請願人も含めていらっしゃるんで分かりませんが、これも、田尻理事長にお聞きしたところ、一般的に、大体、人口数の2掛ける何％ぐらいっていうふうな形でいうのが、ぐらいしか分からない。
いや、田島議員笑ってってもそういうふうに説明されたんですから。
それをそのまま答えます。
ですから、正確な人数は登録してるわけでも町に登録してるわけでもないんで分かりませんが、100名まではいかないですけれども、数十名単位という形ではないかということです。
ただし、近隣のほう、久喜とか、ないようなところからも来るから、そこんところは、他の補足になりますけど、他の施設と同じように、有償化した上で、近隣の人は町民じゃない人は、さらに3、30％増しとかというふうな形でやる方向もあるんではないかというのは、検討はしているというふうにお聞きしております。以上でございます。

丸山委員長　丸藤委員。

丸藤委員　今のはアーチェリー連盟のことではないですよね。
私が聞いたのは、アーチェリー連盟は連盟としていいんですが、これを要求している方々は、どれぐらいいらっしゃるのかっていうことでお聞きしたつもりです。

丸山委員長　佐藤紹介議員。

佐藤紹介議員　はい、佐藤でございます。失礼いたしました。紹介、ごめんなさい。

請願人は皆さん見てお分かりのとおり3名になっておりますが、なんて言ったらいいですかね。この方たちはもともと、創設当初からやっていた中の人たち、・・・。

丸山委員長　佐藤さん、すいませんね、今の人数を言ってください。

佐藤紹介議員　だから、この3人ってのは分かりますけど、それ以外は別に相談してるわけでもチェックしてるわけでもないので、そこまでは分からないので、先ほどアーチェリー連盟の田尻理事長がおっしゃった、一般的に、割合的には、人口何万に対してこれぐらいだというふうなのしか答えようがなくて、町民が何人というのは分からないというふうに聞いているというふうなことです。

丸山委員長　ほかに質疑はございますか。ここでちょっと委員長から申したいんですけども、佐藤紹介議員の今までの話の中でですね、ちょっと、役員が幾らを分配してるとか何かちょっと不確かな、ちょっとたくさん入ってるんですけど、これ請願のきちっとしたあれなので、審議なので、そこはちょっと、これからの発言があったときは、気をつけて。聞いていると、非常にちょっと偏ってるように聞こえるので、ちょっとそこは気をつけて発言をお願いいたします。はい。委員長からの要望です。はい。すいません。注意です。静粛にお願いします。

ほかに。ほかに質疑はございますか。静かにしてください。泉議員も静かにしてください。静粛にお願いします。ではほかに質疑ございますか。紹介議員はこちらから質疑がないときは答弁できません。以上で、質疑がないようです。質問者から答弁漏れの話は出ておりません。ではこれより、ほかに御質疑がないようでしたら、以上で質疑を終結します。

よろしいですか。

〇討論

丸山委員長　まず、本請願に対する反対討論の発言を許可します。

次に、賛成討論の発言を許可します。

紹介議員は、討論ができません。はい。請願でしっかりと委員長でやってますので、こちらが規則を守ってやっております。

静かにお願いします。紹介議員として、立場をわきまえてください。

［「委員長として立場わきまえてください。」という者あり。］

それは失礼な言い方です。不穏当です。注意1です。

先ほども申しましたけど、請願者が来てくださってるんです。

しっかりとした審議をしたいのです。御協力をお願いいたします。

［「審議したいという・・・訳わかん・・・。」という者あり。］］

不穏当です。注意2です。

［「独り言を注意なんですか。」という者あり。］

独り言ではないです。

［「あなたに向かって言ったわけじゃないです。」、［「なんでマイク使って発言してるのかという者あり。］

注意3です。

〇採決

丸山委員長　討論はございませんですので、これより採決いたします。

請願第1号、「自治体経営会議によるアーチェリー場廃止等を決定したことの再検討を強く求める請願。」の件について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立少数であります。
よって、請願第1号、「自治体経営会議によるアーチェリー場廃止等を決定したことの再検討を強く求める請願。」の件は、不採択とすることに決定いたしました。
以上で請願第1号の審査を終了いたしました。
なお、3月26日の本会議において、委員長報告をさせていただきますが、私に御一任願いたいと思います。